

国際勧告を突きつけられた文部科学省・都教委

渡辺 厚子

日本政府は今年、セアートと自由権規約委員会から相次いで「日の丸・君が代」強制をやめるよう勧告された。どのような勧告が出されたのか、文科省・都教委は勧告にどのように対応しているのか、その一端をお伝えしたい。

1 セアートって何？

1966年日本政府も参加し、全加盟国の賛成で採択された「ILO／ユネスコ教員の地位勧告」という勧告がある。これは条約審査ごとに出される勧告とは異なり、教員に関する全てを網羅した国際基準で、監視委員会を備え持つ。

設けられた監視委員会をセアートという。ILO側とユネスコ側から専門委員を出し、合計12名で3年に1回会合を開き、申し立てなどを検討し、勧告を含む最終報告書を採択している。

ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会ILO-UNESCO Committee of Experts on the Application of the

Recommendations concerning Teaching Personnel の頭文字をとってCEART、セアートと呼んでいる。

2 日本政府への勧告

東京の独立系労組（日教組にも全教にも属していない組合）であるアイム'89東京教育労働者組合は2014年に、セアートに対して、「日の丸・君が代」の強制はILO／ユネスコ教員の地位勧告に違反している、と申し立てた。

慎重な審査が行われ、2018年10月第13会期にセアートは、ILOとユネスコが以下の勧告を日本政府へ出すよう記した最終報告書を採択した。

110. 合同委員会（*セアートのこと。筆者注）は、ILO理事会とユネスコ執行委員会が日本政府に対して次のことを促すよう勧告する。

(a) 愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設けること。こ

のような対話は、そのような式典に関する教員の義務について合意することを目的とし、また国旗掲揚および国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるようなものとする。

(b) 消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒手続について教員団体と対話する機会を設けること。

(c) 懲戒審査機関に同僚教員の関与を得ることを検討すること。

(d) 現職教員研修が、引き続き教員の職能開発を目的として実施され、懲戒または懲罰の手段として利用されないことを確保するため、現職教員研修に関する政策および実務を再検討しかつ改革すること。

(e) 障がいを持った生徒および教員ならびに障がいを持った生徒を支援する者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を再検討すること。

(f) 上記勧告に関する取り組みについて合同委員会への通知を怠らないこと。

上記最終報告書（勧告）は、翌年2019年3月ILO理事会、4月ユネスコ執行委員会検討・承認・公表され、ついで6月にはILO総会で、翌年にはユネ

スコ総会で承認された。

セアートの勸告は、この承認によって、ILOとユネスコの勸告となった。日本政府は、ILOとユネスコから「日の丸・君が代」強制是正勸告をつきつけられたのである。

3 2度目の勸告

しかしながら日本政府はこの勸告を無視した。日本の実情や法制に合わない、よく知らないで出したものだと言われ、日本語訳すらしなかった。

「市民会議」とアーム⁸⁹では、文科省のあまりのネグレクトぶりに、セアートに対して4度もフォロアップレポートを送った。

その結果、2021年10月第14会期において再び勸告を含む最終報告書が出された。最終報告書は、6月ILO総会で承認され、11月にはユネスコ執行委員会を経て総会で承認された。

日本政府は、ILOとユネスコから再び勸告を突きつけられたのである。

勸告はいう。

「171. (前略) 1966年勸告は、国際基準の形で教員の権利と責任を定めようとしたILOとユネスコ加盟国による記念碑的な努力を反映したものである。加盟

国が全員一致で採択した規範的文書という地位は、1966年勸告に重要な政治的道的

1966年に同勸告を採択した教員の地位に関する特別政府間会議に参加したILOとユネスコの両者に日本が加盟していたことを想起したい。標準的な国際文書として、

その基準はすべての国に適用されることを意図している。(以下略) (傍線筆者)

全会一致で賛成した1966年ILO/ユネスコ勸告を軽く見るな、日本はいつも国内法をもち出して勸告の実施を渋るが、1966年勸告に賛成した加盟国として勸告実施に努力すべきである、と諄々と説いている。

その上で、地方公共団体との適切指導の共有、日本語訳の教員団体との共同作成を勸告した。

「173. 合同委員会は、ILO理事会とユネスコ執行委員会に対し、日本政府が以下のことを行なうよう促すことを勧告する。

(a) 本申立に関して、意見の相違と1966年勸告の理解の相違を乗り越える目的で、必要に応じ政府および地方レベルで、教員団体との労使対話に資する環境を作る。

(b) 教員団体と協力し、本申立に関連する

合同委員会の見解や勸告の日本語版を作成する。

(c) 本申立に関して1966年勸告の原則がどうしたら最大限に適用され促進されるか、この日本語版と併せ、適切な指導を地方当局と共有する。

(d) 懲戒のしくみや方針、および愛国的式典に関する規則に関する勸告を含め、本申立に関して合同委員会が行なったこれまでの勸告に十分に配慮する。

(e) 上に挙げたこれまでの勸告に関する努力を合同委員会に逐次知らせる。(傍線筆者)

4 日本政府文科省の対応

2度目の勸告後、8月4日に文科省交渉を行なった。教員団体と日本語訳の共同作成、地方教育委員会と適切指導の共有、この2点に絞って交渉した。相手は文部科学省初等中等教育企画課専門官水島氏。水島氏は、「検討中」の1点張り。何を言っても「検討中」。都教委には何も送っていなかった。約30名参加。

10月7日に再度文科省交渉を行なった。相手は同じく水島氏。あきれたことに回答はまだ「検討中」。勸告も都教委へ送られていなかった。つまり2ヵ月間たなざらされていたのだ。この日は40名参加。

東京新聞によると初等中等教育企画課堀野晶三課長は、セアートは「いろんな国から代表の委員が来て日本の事情なんてわからない」「なんとかしてくださいと訴えるロビー活動団体のいうことをだいたいそのまま勧告し政府の意見は尊重されない。」「中身の判断ができないから両者で話し合いをしないという勧告になっている」と答えている。

セアートは3年かけて慎重に調査し討議



(写真提供筆者)

し国内事情もよく掴んだ上で勧告を出している。「対話」は国際人権機関の常識だ。文科省の国際条約や勧告へのあまりの理解不足、いや予断と偏見。呆れるほかない。

5 自由権規約委員会からの勧告

11月3日、自由権規約委員会・CCPR センターから総括所見が公表された。

38. 委員会は、締約国における思想及び良心の自由の制限についての報告に懸念をもって留意する。学校の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することに従わない教員の消極的で非破壊的な行為の結果として、最長で6カ月の職務停止処分を受けた者がいることを懸念する。委員会は、さらに、式典の間、児童・生徒らに起立を強いる力が加えられているとの申立てを懸念する。(第18条)

39. 締約国は、思想及び良心の自由の効果的な行使を保障し、また、規約第18条により許容される、限定的に解釈される制限事由を超えて当該自由を制限することのあるいかなる行動も控えるべきである。締約国は、自国の法令及び実務を規約第18条に適合させるべきである。

(「市民会議」訳)

ついに自由権規約委員会からも勧告が出された。これには文科省も都教委も慌てたことだろう。

スペインのゴメス委員は10月13、14日に行なわれた第7回日本報告審査の中で、次のように質問をした。

「東京都教育委員会は、2003年以降毎年国旗掲揚の際起立斉唱しよう通達している。起立せず、歌わなかった484名の教職員に対し処罰が科されている。場合によっては6カ月教職が停止されている。これは規約18条の1で認めている思想・良心の自由とどのような整合性があるのか。日本政府の報告パラグラフ216から219に基づいて理解したのは、東京都の校長が教員に対して国旗や国歌についての教育を命令しているので教員は従う必要がある、ということだ。教育を行なうことと、起立斉唱を求めると、これは違う問題ではないか。条約で求める思想良心の自由との整合性を伺いたい」

これに対して文科省は同じ内容を繰り返して、有効な回答ができなかった。

私たちはレポートと公式ブリーフィング発言で、セアートから2度に渡り是正勧告が出ていることを強調し、子どもたちが肩を揺さぶられたり、手を引っ張られたり物

理的な力によって立たされたこと、教員は停職6ヶ月もの処分（私自身が受けた）を受けたことを強調した。そして起立できない行為を「良心的不服従」と位置づけ、絶対的保障の権利と見なすべきであると委員会に求めた。

その結果上記11・3総括所見（勧告）が出されたのである。

自由権18条1項は思想・良心の自由の絶対保障、2項は強制の禁止、4項は父母の権利である。18条3項には、「宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」（筆者傍線）とある。表明する権利を制限するには、法律に定められている、公共の安全などのため必要なもののみである、という要件を満たさなければならない。

10・23通達は、法律ではなく、公共の安全などの保護でもない。従つて、10・23通達によって思想良心の自由を制限するなどあつてはならないのだ。

「自国の法令及び実務を規約第18条に適合させる」ために、直ちに10・23通達を無効にしなければならない。

6 都教委の対応

11月14日とや英津子都議へのレクチャーに「市民会議」とアイムが同席させてもらった。約15名。

セアート第1、第2勧告が出、今また自由権勧告が出たが都教委はこれにどのように対処するつもりか、と問うたところ、「都教委は答える立場にない」。文科省の責任だ、という当事者意識の全く欠落した回答が返ってきた。当事者であることをガンガン追及し、申入書を手渡し、10・23通達撤

包括的な性教育を

スイス・ジュネーブの国連「障害者権利委員会」の改善勧告

障害者に対するあらゆる差別の禁止や基本的自由を守ることを定めた「障害者権利条約」は日本も批准し締約国となっている。日本の取り組みを国連の「障害者権利委員会（権利委）」の審査が8月中旬スイス・ジュネーブで初めて開かれ、改善勧告（総括所見）

回、教育委員との面談、人事部とアイムとの交渉、を要求して1時間を終えた。

7 結び

起立斉唱の強制は人から精神の自由を奪う。天皇制公教育が再び大手を振って歩かないように、今、頑張りた。少数者の痛みを思い、多文化、他民族共生社会を求める子どもたちが育つていくよう、共に踏ん張りましょう。

（わたなべ・あつこ／「日の丸・君が代」ILO・ユネスコ勧告実施市民会議）

児玉 勇二

が9月初旬出た。私たちが訴えた包括的な性教育の実現も勧告された。障害のある女子の性虐待が増えていることを、その原因として国連で認められている包括的性教育が、日本では政府の特異なイデオロギーで禁止されていて、これの実現が勧告され、訴えてきた私が共同代表している「障がい児の権利を訴える会」が7日、東京都内で報告集会を開き大勢参加され、障害のある